

国際課税委員会第96回議事録

10月27日、国税庁栗原審議官から、「最近の国際課税の動きと税務行政における対応」について説明をいただき議論を行いました。資料は別添です。

審議官の説明は以下のとおり。

最近の国税庁の重点施策は、富裕層等への対応と、多国籍企業への対応の2本柱である。

富裕層への対応のメインは、非居住者金融口座情報の税務当局間の自動的情報交換（CRS）である。わが国は、平成27年度改正において、2018年から、税務当局間で初回の情報交換を実施する予定。すでに101か国がこれにコミットしている。情報交換には、要請に基づくもの、自発的情報交換、自動的情報交換の3つがある。CRSのイメージは、別添資料を参照いただきたい。国税庁のホームページも準備が整いつつある。

多国籍企業への対応は以下のとおりである。

BEPSはもともとG20で始まったが、その後参加国が拡大し、4月の京都会合では新たに40か国が参加、さらに18か国が17年1月までに正式参加を決定する予定。多くのタックスヘイブンも参加するところとなった。背景には、Fame or Shameの考え方があり、さらに広範な新故国・途上国の参加が見込まれている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。